**参　考**

**１　事前協議、事業所の指定等、事業所開設までの流れ**

**(1)流れ**

　①　事業者は、グループホーム等開始に当たっての事前相談を、指定事務を行う県等障害福祉担当課と開始。県等障害福祉担当課は事業者に対し、「取扱要綱」に適合させるかどうかを確認

②　「取扱要綱」に適合させる場合は、「計画書」、「申立書」及び「協議書」を作成し、県等障害福祉担当課に提出・相談

③　県等障害福祉担当課は、「申立書」及び「計画書」を確認するとともに「協議書」中障害福祉担当課の確認事項に必要事項を記載し、「申立書」「計画書」「協議書」に協議印等を押印し、事業者に交付

④　事業者は、障害福祉担当課の協議印のある「協議書」に「申立書」及び「計画書」を添付して、市町村消防本部(署)に提出・協議

⑤　市町村消防本部(署)は、「協議書」の内、当該建築物の構造等や入居予定者の障害程度に基づき消防法上規定される必要な事項について確認を行う。（確認した場合は協議印を押印する。）

併せて、消防法上、消防用設備等が必要な場合は、事業者に対して協議書に添付された図面等に消防用設備等を設置する旨を記載させるとともに、当該事業所開設までの間に設置するよう指導する。（指導内容については、「協議書」に記載する。）

⑥　事業者は、県等障害福祉担当課及び市町村消防本部(署)の協議印のある「協議書」に「申立書(協議印押印済)」及び「計画書（協議印押印済）」を添付して、県等建築担当部局に提出・協議

⑦　県等建築担当部局は、「協議書」を確認後、「取扱要綱」に適合するのかどうかを「協議書」に記入し、協議印を押印後、事業者に交付

　（「取扱要綱」に適合しないで建築基準法上「寄宿舎」の規定が適用される場合は、建築担当部局はその旨、事業者に対し指導）

⑧　「取扱要綱」に適合する場合は、指定申請書又は変更届に「協議書（障害福祉、消防、建築担当の協議印押印済）」「申立書(協議印押印済)」「計画書(協議印済)」を添付して（消防用設備の必要な事業所は「検査済証」の写しも添付）、県等障害福祉担当課に提出

⑨　県等障害福祉担当課は、指定基準にかかる審査を行い、事業者に事業所指定通知を交付(変更の場合、通知はしない)するとともに、県等建築担当部局、市町村消防本部(署)及びグループホーム等の所在地の市町村に指定した旨の報告（変更の場合も報告）を行う。

(a)　消防用設備等の設置について指導のあった事業者は、事業所開設までの間に消防法に基づき手続きを行うこと。なお、住宅の改修設計・使用開始にあたっては、建築部局等との協議終了後、市町村消防本部(署)に指導を受けること。

＜主な流れ＞

・工事に着手しようとする日の10日前までに「工事整備対象物設備等着工届出書」を市町村消防本部（署）に提出し、消防用設備等を設置

・消防用設備等の設置完了後4日以内に「消防用設備等設置届出書」を市町村消防本部（署）に提出

・市町村消防本部（署）は設置検査を行い、「検査済証」を事業者に対して交付

(b)　消防用設備等の設置が必要な事業者は、市町村消防本部（署）から交付された「検査済証」の写しを県等障害福祉担当課に提出

(c)　施設の使用を始める7日前までに、「防火対象物使用開始届」を市町村消防本部(署)に提出

**(2)フロー図**

事業者

（「取扱要綱」に適合させてグループホーム等の設置を希望）

④協議書・申立書・計画書提出

⑦協議書(協議印)・申立書・計画書

⑤協議(協議印)書・申立書・計画書

市町村消防

本部(署)

①

事前協議開始

②

協議書・申立書・計画書提出

⑥協議書・申立書・計画書提出

③

協議書・申立書・計画書(全て協議印済)

建築担当部局(県又は特定行政庁等）

(a)完了検査、検査済証の交付

県又は政令市・中核市

障害福祉担当課

<消防用設備等設置の場合>

(a)・工事整備対象物設備等着工届出書(着工する10日前まで)

・消防用設備等設置届(設置完了後４日以内)

**⑨指定した旨の報告(変更の場合も報告)**

※事業所開設までの間に実施

事業者

（「取扱要綱」に適合させてグループホーム等の設置を希望）

共同生活住居の所在する市町村の障害福祉担当課

⑧指定申請書、変更届出書

・協議書（障害、消防、建築の協議印のあるもの）

・申立書(協議印)・計画書（協議印）

※(b) 検査済証の写し

**⑨指定通知**

**(変更の場合、通知はしない)**

**⑨指定した旨の報告(変更の場合も報告)**

**⑨指定した旨の報告(変更の場合も報告)**

県又は政令市・中核市

障害福祉担当課

**２　事後指導の流れ**

　(1)流れ

①　事業者は前年度に実施した避難訓練等の実施状況をまとめた「報告書」を３部作成し、毎年度５月末日までに市町村の障害福祉担当部署に提出

②　市町村の障害福祉担当部署は「報告書」の内容について、添付された図面、写真等で確認。（必要に応じ、書類の提出依頼を行ったり、共同生活住居に訪問するなどして確認）

③　市町村の障害福祉担当部署は、消防法の関係で不明な点がある場合は、市町村の消防部署に助言を求めたり、同行の協力依頼を行う。

④　消防部局は市町村の障害福祉担当部署に対し、消防法の範囲で助言を行う。

⑤　消防部局は、消防法の範囲で不適切な個所が認められた場合は、事業者に対し、指導する。

⑥　市町村の障害福祉担当部局は、必要に応じて消防法上の不備について市町村消防部局に情報提供を求める。

⑦　市町村の障害福祉担当部署は、②で確認した内容や、③及び④の市町村消防部局からの助言、並びに⑥の市町村消防部局からの情報提供で判明した事項などを記載した「報告書」を事業者に交付するとともに、指定事務を行う福祉部局に「報告書」を送付。

⑧　福祉部局は内容確認し、必要に応じ事業者に指導。

⑨　実地指導所管課(県、政令市・中核市)は、３年ごとに実施する「実地指導」において、「報告書」及び「非常災害対策計画」の実施状況を確認し、必要に応じ指導。

**(2)フロー図**

事業者

⑤指導

①報告書の提出

①事業者は「報告書」を作成し、市町村消防本部(署)に提出

②市町村消防本部(署)は事業所に立入りし、不適合等ないか確認し、必要に応じ指導

③市町村消防本部(署)は調査結果を記載し「報告書」に確認印を押印。事業所に交付。

④市町村消防本部(署)は確認印を押印した「報告書」を障害福祉担当課（県、政令市・中核市）に送付。

⑤障害福祉担当課（県、政令市・中核市）は内容確認し、必要に応じ事業者に指導。

⑥実地指導所管課(県、政令市・中核市)は、３年ごとに実施する「実地指導」において、「報告書」及び「非常災害対策計画」の実施状況を確認し、必要に応じ指導。

③助言、協力依頼

⑥情報提供を依頼

②確認

⑦報告書(確認済)

⑨実地指導

市町村消防部局

市町村の障害福祉担当部署

⑧指導

④助言等

⑥指導内容を通知

⑦報告書(確認済)

実地指導所管課（県監査指導室）

指定事務を行う福祉部局（県障害福祉課）